第三十九条の二十第四項第四号中「前項に規定する」を「前項第一号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

五　特定船舶導入計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

第三十九条の二十一中「前条第三項に規定する」を「前条第三項第一号に掲げる」に改め、「含む」の下に「。次条において同じ」を加える。

第七章中第三十九条の三十六を第三十九条の三十七とし、第三十九条の三十五を第三十九条の三十六とする。

第三十九条の三十四第二項の表第十一条第一項第五号の項中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の二十四」に改め、同表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第三十九条の三十四第二項」を「第三十九条の三十五第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の二十四」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十九条の三十四第二項」を「第三十九条の三十五第二項」に改め、同条を第三十九条の三十五とする。

第三十九条の三十三中「第三十九条の三十一第三項」を「第三十九条の三十二第三項」に改め、同条を第三十九条の三十四とする。

第三十九条の三十二第一項中「第三十九条の二十五第四項第一号」を「第三十九条の二十六第四項第一号」に改め、同条を第三十九条の三十三とし、第三十九条の三十一を第三十九条の三十二とし、第三十九条の二十六から第三十九条の三十までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条の二十五第二項中「第三十九条の二十七」を「第三十九条の二十八」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第三十九条の三十二第一項」を「第三十九条の三十三第一項」に改め、同条を第三十九条の二十六とし、第三十九条の二十四を第三十九条の二十五とする。

第三十九条の二十三中「第三十九条の二十五第四項第三号ロ」を「第三十九条の二十六第四項第三号ロ」に、「第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の三十四」を「第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五」に改め、同条を第三十九条の二十四とする。

第三十九条の二十二を第三十九条の二十三とし、第三十九条の二十一の次に次の一条を加える。

（船舶安全法の特例）

第三十九条の二十二　船舶運航事業者等がその特定船舶導入計画（第三十九条の二十第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第四項の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠隔支援業務に係る事業場については、船舶安全法第六条ノ四第一項の認定があつたものとみなす。

第五十二条第三号中「第三十九条の二十九」を「第三十九条の三十」に改め、同条第四号中「第三十九条の三十一第一項」を「第三十九条の三十二第一項」に改め、同条第五号中「第三十九条の三十五」を「第三十九条の三十六」に改め、同条第六号中「第三十九条の三十六第一項」を「第三十九条の三十七第一項」に改める。

第五十五条中「第三十九条の二十四第二項又は第三十九条の二十八第二項」を「第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十九第二項」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第三条　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一　内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）

イ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

ロ　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業

ハ　港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二　内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

三　内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。）をする事業

第四条第一項第四号中「船舶の貸渡し」の下に「又は船舶の管理」を、「受ける者」の下に「又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者」を加える。

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第五号中「申請者」を「内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないとき。

第七条第二項中「のいずれか」を削り、「又は第六号」を「から第七号まで」に改める。

第八条第一項中「（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。）」を「のうち、内航運送をする事業を行う者（以下「内航運送をする内航海運業者」という。）」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改める。

第十二条から第二十条までを削り、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（船員の過労の防止）

第十二条　内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画（運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。第二十条第一項において同じ。）の作成その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たつては、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。

第八条の二中「内航海運業者及び」を「内航運送をする内航海運業者及び内航運送をする事業について」に改め、「（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）」を削り、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（書面の交付）

第九条　内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2　内航海運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航海運業者は、当該書面を交付したものとみなす。